

第6章 ベトナム社会主義共和国

1. 政府機構における消費者当局の位置づけとその概要

ベトナム社会主義共和国において消費者保護に関する基本法と呼ぶべき法律は、2010年に制定された消費者権利保護法（59/2010/QH12）である。この法律は、2023年に改正され（19/2023/QH15）、2024年7月1日から施行される。本報告書は、現行法である2010年消費者権利保護法に基づき作成し、必要に応じて2023年法にも言及する。

なお、ベトナムにおいては、法律のほかに、法律を施行するための政令、通達、決定が発出されることが通常である。法律の制定や改正がなされた場合には、新法を適用するために、法律の施行日前後に政令や通達が発出される。2010年消費者権利保護法については、2010年消費者権利保護法の施行に関する2011年政令99号（99/2011/ND-CP）が商工省の要請により政府から発出され、法律の内容を補完している。今後は、2023年消費者権利保護法の内容を補完する政令についても将来的に発出されることが予想される。

（1）消費者当局

商工省（Ministry of Industry and Trade、MOIT）は、消費者の権利保護を含む工業及び貿易の国家管理を担当する政府機関である³⁴⁹。消費者保護の分野における商工省の任務は、法律の規定に従って消費者の権利保護の国家管理を行うことである³⁵⁰。

商工省には消費者権利保護に関して以下の責務がある（2010年消費者権利保護法第48条）：

- ・ 消費者権利保護に関する政策立案と実施につき所轄国家機関と協力すること
- ・ 消費者保護団体、調停、標準取引契約につき管理監督すること
- ・ 消費者権利保護法の普及及び啓もう活動
- ・ 消費者権利保護のためのデータベース構築、人材育成、及び専門知識の向上
- ・ 消費者権利保護法の違反について、調査・審査及び苦情・告発の処理
- ・ 消費者権利保護に関する国際協力の実施
- ・ 2023年消費者権利保護法は、消費者権利保護に関して商工省の所轄を拡充しており、持続可能な取引慣行、教育、データベース管理、省庁間協力、及び厳格な法執行について強調されている。
- ・ 2023年消費者権利保護法における商工省の権限は以下のとおりである（同法75条）。
- ・ 消費者権利保護に関する政策・法令の立案・策定及びその実施
- ・ グリーン経済・循環経済を志向する生産・消費の促進、環境負荷の少ない商品・技術の投資・生産・販売・輸出・輸入の奨励、並びに消費者に対する責任ある事業の遂行及び国際条約の実施
- ・ 消費者権利保護に関する啓もう活動（法律の普及、宣伝、教育、助言、支援、及び意識向上）
- ・ 消費者の権利保護に関する人材育成、及び消費者権利保護に関する業務の強化
- ・ 製品・商品・サービスの監察・試験実施、結果公表、並びに消費者への情報提供及び警告

³⁴⁹ 商工省の機能・任務・権限・組織構造を定めた政令第96/2022/ND-CP号第1条

³⁵⁰ 商工省の機能・任務・権限・組織構造を定めた政令第96/2022/ND-CP号第20条2項b号

- ・ 消費者権利保護に関する情報データベースの作成
- ・ 消費者の権利保護に参加する社会組織への任務の割当て
- ・ 消費者権利保護に関する調停組織における消費者権利保護活動の管理
- ・ 消費者権利保護活動に関する政府機関との協力体制の構築
- ・ 消費者権利保護活動に関する定期的又は臨時的の報告を省レベル人民委員会に求め、取りまとめたうえで所轄国家機関へ報告
- ・ 標準様式契約、及び一般取引約款の検査
- ・ 消費者権利保護に関する苦情・告発の調査・検査・解決、及び法令違反の処分
- ・ 消費者権利保護に関する国際協力の実施

(2) 消費者当局の位置づけ

① 国家競争委員会 (Vietnam Competition Commission : VCC)

国家競争委員会 (Vietnam Competition Commission) は、商工省の傘下であり、消費者権利保護に関する国家管理について商工省を補佐する。国家競争委員会は、その名の示すとおり、国家の競争政策を管轄する組織であり、競争法の執行機関である (下記の図表参照)。

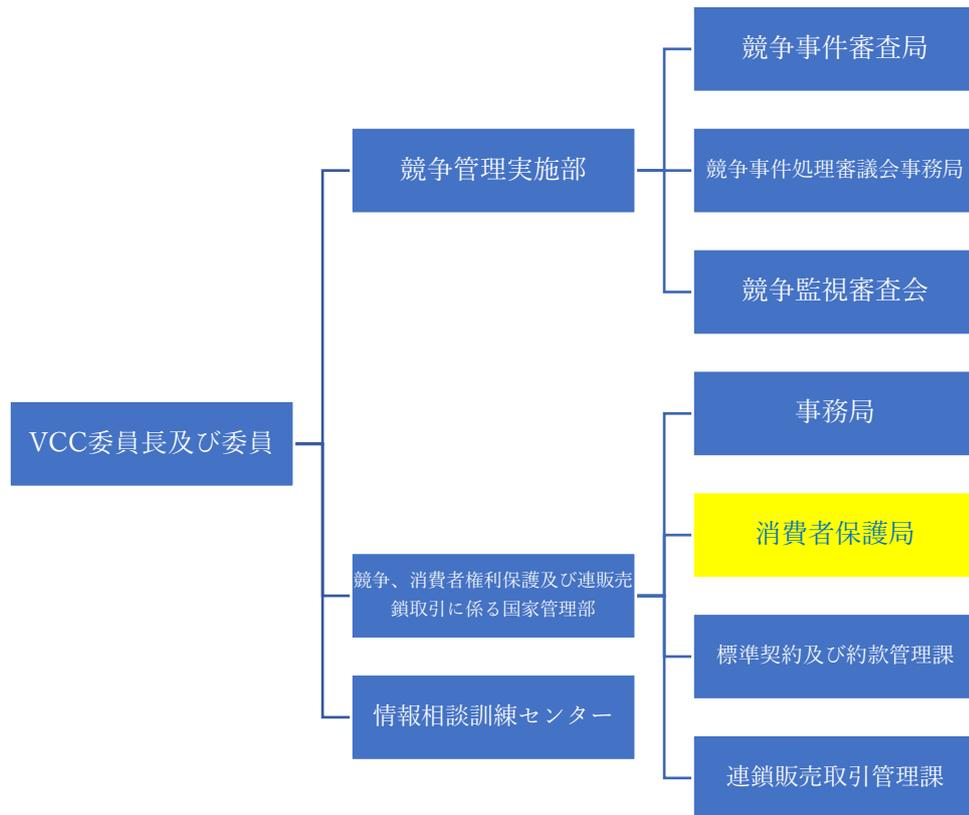
国家競争委員会は、競争法のほかにも、消費者権利保護法についても管轄する。国家競争委員会の前身は競争・消費者庁 (Vietnam Competition and Consumer Authority、VCCA) であり、競争法と消費者権利保護法の管轄機関であった。国家競争委員会が正式に発足した 2023 年に、競争・消費者庁は競争法及び消費者権利保護法の管轄を国家競争委員会に移管した。

消費者保護分野における国家競争委員会の任務は、法律の規定に従って、消費者の権利保護の国家管理を行うことである³⁵¹。国家競争委員会の職責には、消費者権利保護に関する法律規定の策定と実施、消費者権利保護法に未対応の法律規定の特定と関連省庁への勧告、消費者権利保護法に関連する苦情・告発・違反の処理、及び消費者権利保護に関する啓もう活動などが含まれる。国家競争委員会は、各年度の実績を総括し次年度の計画を立てるために、前年度の活動に関する年次報告書を公表している³⁵²。

³⁵¹ 国家競争委員会の機能、任務、権限及び組織構造を定める政令第 03/2023/ND-CP 号第 2 条第 5 項

³⁵² アニュアルレポートのリンク参照：<http://www.vcca.gov.vn/?page=document#> (URL 最終確認日は 2024 年 3 月 29 日。以下ベトナムの章について全て同じ。)

図表 19 国家競争委員会の組織構造の概要 ³⁵³



② 消費者保護局

消費者保護局は国家競争委員会の一部局であり、以下のような消費者保護に関する国家競争委員会の任務を遂行する機能を有する：

- ・ 標準契約・一般取引約款の管理、登録書類の受理・審査、及び再登録
- ・ 消費者権利保護活動を行う社会団体の管理
- ・ 事業者の取引活動における消費者権利保護の実現
- ・ 消費者権利保護に関連する団体・個人への助言、支援、及び啓発
- ・ 調停組織における消費者権利保護の管理
- ・ 消費者の権利を侵害する組織や個人のリストの公表
- ・ 事業者による欠陥製品・商品の回収実施の監視

③ 情報相談訓練センター

情報相談訓練センターは、国家競争委員会委員長によって 2023 年 5 月 8 日に設立された公的な非

³⁵³ ベトナム競争委員会の機能・任務・権限・組織構造を定める決定第 816/QĐ-BCT 号第 3 条に基づく。

業務部門³⁵⁴であり³⁵⁵、競争、消費者権利保護、及び連鎖販売取引管理の分野で公共サービスを提供するために、情報・相談・訓練活動の実施に関して国家競争委員会委員長を支援する。

情報相談訓練センターは、消費者を支援するためにコールセンター（ホットライン番号：1800 6838）を設置・運用しており、2022年には11,090件の入電（着信）数を記録した。このうち、国家競争委員会の前身である競争・消費者庁が取り扱ったのは9,352件であり、全体の84%を超えた³⁵⁶。相談の主要な内容は、消費者からの苦情と消費者に対する権利侵害であり、競争・消費者庁が取り扱ったケースの60%を占めた。コールセンターで受付した案件について、政策・法律問題や消費者知識に関してはオペレーターが即座に回答する 경우가多く、消費者と事業者間の紛争や社会に対して悪影響を及ぼす可能性のある違反行為（又はその兆候）については、管轄の国家機関や関係団体に申請書、苦情、要望書、及び勧告書などを送付して解決するよう案内している。

（3） 関係省庁・機関、概要

① 消費者政策を実施するその他の関係省庁

a. 省級人民委員会

省級レベルの人民委員会は、それぞれの管轄区域内の消費者権利保護の国家管理を担当する地方政府機関である。

各省レベルの人民委員会は、消費者の権利保護業務における国家管理を規定する規則を制定している。例えば、バクザン省人民委員会は2023年11月30日に決定第42/2023/QĐ-UBND号を発出し、2023年消費者権利保護法に定められた任務の遂行について、国家機関と国民を指導することを目的とした規則を定めた。

これらの規則は、消費者の権利保護に関わる様々な政府機関や利害関係者間の効果的な調整の枠組みを提供するものである。役割、責任、手続を明確にすることで、これらの規則は消費者保護措置の円滑な実施を促進し、法的要件の遵守を確保する。

このような規則の発出は、消費者の権利を擁護し、各地域内の商取引における公正と透明性を促進するという省レベルの人民委員会のコミットメントを強調するものである。

b. 省級商工局

省級の商工局は、省級人民委員会委員長を支援する機関であり、地方における消費者権利保護の国家管理を行う。

³⁵⁴ 非業務部門は日本の独立行政法人に近い組織。公的非業務部門は、2010年公務員法9条が定める国家機関などにより法律に基づいて設立される組織で、法人格を有し、公共サービスを提供し、国家管理業務に従事する組織を指す。

³⁵⁵ 情報・相談・研修センターの機能・任務・権限・組織構造を定めた2023年5月8日付決定第18/QĐ-CT号第1条1項。

<http://www.vcca.gov.vn/data/ec84ff2e-887c-4a2f-8c60-c919696e3f1d/userfiles/files/82.pdf> を参照。

³⁵⁶ 2022年VCCA年次報告書40頁参照(<http://www.vcca.gov.vn/?page=document#>)

c. 県級人民委員会

県級人民委員会は、それぞれの地区内の消費者の権利保護に関連する管理責任の遂行を補佐する部門を定める権限を有する。

2010年の消費者権利保護法では、地区レベルの人民委員会の具体的な責務は明示されていなかったが、2023年に新法が制定されたことにより、県級人民委員会の任務と義務について詳細な指針が示された。今後、県級人民委員会は、消費者権利保護の実施を監督する上で、より大きな権限と影響力を行使することになる。

このような県級人民委員会の権限強化は、草の根レベルでの消費者の権利保護の枠組みを強化する上で、重要な前進を意味する。これらの委員会に大きな権限と資源を与えることで、新法は消費者のより強固で効果的な保護措置を確保し、地域内で行われる商業取引における公正性、透明性、説明責任を促進するものである。

d. 保険省

食品安全法（55/2010/QH 12）に定められた食品に関する消費者の安全について管轄する。

e. 科学技術省

製品品質法（05/2007/QH12）に定められた生産及び商品品質の国家管理について管轄する。

f. 情報通信省

電子取引に関する国家管理を実施する。

g. ベトナム消費者保護協会（VICOPRO）

ベトナム消費者保護協会（Vietnam Consumers Protection Association、VICOPRO）は2018年に誕生し、その前身は「ベトナム基準・消費者保護基準協会」（Vietnam Standard and Consumers Association、VINASTAS）であった。2018年にベトナム基準・消費者保護基準協会は「ベトナム標準・品質科学技術協会」と「ベトナム消費者保護協会」に分割された。ベトナム消費者保護協会は会員組織による社会団体であり、「消費者の権利保護の活動に積極的に参加し、国の経済・社会発展に貢献する」ことをその理念と目的とする³⁵⁷。

ベトナム消費者保護協会の主要な活動は、消費者からの苦情に対する相談と解決である。2023年末時点の会員数は、144,065人にのぼり、本部をハノイとし、ホーチミン市とダナン市に代表事務所を持っている。

2024年1月の公開報告書³⁵⁸によると、2019年から2023年6月までに、ベトナム消費者保護協会と加盟団体は、消費者の書面による苦情で約2,800件、電話による苦情で約30万件以上の苦情解決に成功した。

³⁵⁷ <https://thoibaonganhang.vn/thanh-lap-hoi-bao-ve-nguoi-tieu-dung-viet-nam-82612.html>

³⁵⁸ <https://nguoitieudung.org.vn/chuyen-muc/tin-tuc-tong-hop/giai-quyet-thanh-cong-2800-don-thu-khieu-nai>

② 審議、助言、監視を行う機関の有無、及び政策機関との関係

消費者の権利を保護する法執行メカニズムの一つとして、消費者保護協会は以下の役割を担っている。³⁵⁹

第一に、消費者保護法の規定が実際に遵守されることを確保する活動を行うこと。法制度は消費者の権利を保護するため消費者に十分な権限を提供しているが、保護機関なしには、これらの法的規定が日常生活で実施され、消費者の権利が維持されることを保証することは困難である。

消費者保護協会は、公共の利益のために、訴訟において消費者を代表し、又は自ら訴訟を起こす権利と責任を有する。政令第 99 号 (99/2011/ND-CP) 第 24 条によると、消費者保護協会は以下の条件を満たす場合、消費者の権利保護に参加し、公益のために消費者保護のための訴訟を起こす権利を有する：

- ・ 法律の規定に従って合法的に設立された
- ・ 消費者の権利又は消費者の権利に関連する公共の利益のために、運営の原則と目的を有する
- ・ 設立日から組織が訴訟を起こす権利を行使する日まで、最低 3 年間の運営期間を設ける
- ・ 省級以上の活動範囲を持つ
- ・ 第二に、消費者が助言を受け、支援を受け、権利の保護を求めることができる信頼できる窓口としての役割を果たす。2010 年消費者権利保護法第 28 条によると、消費者保護協会は以下のような機能と活動を有する：
 - ・ 要請に応じて、消費者に指導、支援、及び助言を提供する
 - ・ 消費者を代理して訴訟を提起したり、公共の利益のために訴訟を提起する
 - ・ 商品やサービスを提供する企業による法律違反について、消費者保護に関する省の管理機関に情報を提供する
 - ・ 自主的に調査や実験を行い、実施した商品やサービスに関する品質調査や実験の結果を公表し、商品やサービスに関する情報や警告を消費者に提供し、その情報や警告について法の下で責任を負い、消費者保護法違反を処理するために管轄の国家機関に勧告を行う
 - ・ 消費者保護に関する法律、指針、政策、計画、及び施策の策定に参加する
 - ・ 省当局から与えられた任務を遂行する
 - ・ 消費者への法教育、啓蒙活動に参加する
- ・ 第三に、市場の運営を監視し、市場における生産者や企業の行為を監督する役割を果たす。これにより、消費者保護協会の役割は、国家機関に類似し、消費者保護システムの重要な構成要素となっている。
- ・ 現在、消費者保護のための社会組織には以下のようなものがある：

a. ベトナム消費者保護協会

³⁵⁹ <https://tapchicongthuong.vn/bai-viet/nhung-thanh-tuu-va-ket-qua-dat-duoc-trong-cong-tac-thuc-thi-trach-nhiem-cua-to-chuc-xa-hoi-trong-viec-tham-gia-bao-ve-quyen-loi-nguoi-tieu-dung-101692.htm>

ベトナム消費者保護協会（Vietnam Consumers Protection Association、VICOPRO）は、法律で定められた消費者の権利を守り、国の経済と社会の全体的な発展に貢献することを目的とした社会団体である³⁶⁰。

ベトナム消費者保護協会は、内務省、商工省、及び法律で規定された協会の活動に関連する関係省庁・支部の国家管理下にある。

また、ベトナム消費者保護協会は 2023 年消費者権利保護法³⁶¹に関する文書の作成・編集、普及、促進、及び詳細な研修にも貢献している。

b. 省・県級の消費者保護協会

現在、全国に 53 の協会があり、それぞれが各省・県の消費者を代表し、ベトナム消費者保護協会と関係を有している³⁶²。消費者がそれぞれの県内で問題に遭遇した場合、地元の消費者保護協会に直接指導や支援を求めることができる。これらの協会は、消費者のために助言を提供し、問題に対処する能力を備えている。しかし、問題が複雑で専門的な知識が必要な場合、県や市レベルの協会は、消費者保護の中核であるベトナム消費者保護協会に相談や支援を求めることができる。

下記に、消費者の権利保護のためにベトナム消費者保護協会と関係協会が関与した案件を示す。

ハイフォン市で発生したエレベーターの故障に関する事故において、在ハノイ市のエレベーターの設置業者と争いを起こしたビル所有者が、同市の消費者保護協会を通じて自己の権利救済を求めた。ベトナム消費者保護協会とハノイ市公安との共同作業により、この問題に包括的に対処するため、ハノイ人民法院に嘆願書が提出された。

カントー市の消費者保護協会は、消費者に販売された汚染ナツメに関連する案件を成功裏に処理した。法的措置の結果、この業者は 1 億 3 千万ベトナム・ドンの罰金を科せられた。

2. 消費者関連法の管轄状況

(1) 専管の関連法規（本数、法律名）

1. 2010 年消費者権利保護法（59/2010/QH12）：消費者の権利保護及び連鎖販売取引を規制する。
2. 2023 年消費者権利保護法（19/2023/QH15、2024 年 7 月 1 日施行）：消費者の権利保護及び連鎖販売取引を規定する。2010 年消費者権利保護法に代替する。
3. 2010 年消費者権利保護法の施行に関する 2011 年政令 99 号（99/2011/ND-CP）：消費者の権利保護及び連鎖販売取引を規定する。

(2) 共同規制下にある関連法規（本数、法律名）

1. 規格及び技術基準に関する法律（68/2006/QH11）
2. 製品及び商品の品質に関する法律（05/2017/QH12）

³⁶⁰ <https://nguoiitiedung.org.vn/chuyen-muc/ve-vicopro/gioi-thieu-chung>

³⁶¹ https://moit.gov.vn/upload/2005517/fck/files/Quyết_dinh_so_2720_Q__BCT_ban_hanh_Ke_hoach_thi_hanh_Luat_BVQLNTD_6a80f.pdf

³⁶² 各省の消費者保護協会のリストは、<https://nguoiitiedung.org.vn/gioi-thieu/hoi-tinh-thanh-pho> で閲覧可能である。

3. 食品安全法 (55/2010/QH 12)
4. 電子取引法(20/2023/QH15)
5. 2020 年商業、偽造品・禁止品の生産・販売、及び消費者の権利保護規制に関する行政違反への罰則を規定する政令 98 号 (98/2020/ND-CP)：偽造品・禁止品の生産・販売を規制し、消費者権利保護違反に対する行政罰について規定する。
6. 2022 年化学物質及び工業用爆発性物質、電力、水力発電ダムの安全性、エネルギーの効果的・効率的利用、商業、偽造品・禁止品の生産・取引、消費者の権利保護、及び石油・ガソリン・石油・ガス取引における行政違反に罰則を科す政令 17 号 (17/2022/ND-CP)：規制品取引における行政違反行為についての罰則を規定する。

3. 消費者政策に関連する基本計画等の概要

(1) 消費者権利保護法

ベトナムにおける政策決定において最上位にある機関はベトナム共産党 (Communist Party of Vietnam、CPV) である。憲法上 (2013 年憲法 31 条 1 項)、法律の制定計画は、党の路線・方針を基礎として作成されることとされており、消費者権利保護法に関する基本計画についても、党の路線と方針が尊重される。ベトナム共産党は、2019 年に消費者保護に関して以下の指針と方向性を示した³⁶³。

第一に、商品・サービスの取引における消費者と企業間のバランスを調整することである。

契約は自由に締結できるが、無制限に放置すれば、契約は強者が弱者を支配する手段となり、弱者の利益や社会一般の利益を損なうことにつながる。

消費者と企業の間取引もまた、合意の自由に基づいて行われる。しかし、特に商品に関する技術的な情報については、消費者と企業の間で保有する情報に格差があり、一般的に、消費者の持つ情報は企業に比べて少ないことが多い。さらに、消費者は通常、企業との取引において交渉する機会が少ない。したがって、法律には、こうした関係のバランスを調整し、よって社会秩序の安定に貢献し、社会の共通利益を保護するための具体的な規定が必要である。

第二に、消費者保護活動の社会化である。示された方向性に従って、国家は社会の組織や個人が国家とともに消費者保護の取組に参加することを奨励する。

さらに、消費者権利保護法は、消費者の権利を侵害するビジネスを排除するために市場の力を活用することを目的としており、それによって消費者の利益だけでなく、合法的なビジネスも保護されることとなる。

第三に、消費者の合法的な権利と利益を保護する一方で、事業者の合法的な権利と利益を確保することが極めて重要である。

消費者権利保護法の規定は、事業者の正当な権利と利益を保護しつつ、消費者に対する事業者の責任を強化することを目的としている。同法は、事業者の正当な利益を犠牲にして消費者保護を過度に優遇すべきではなく、個人が消費者保護法で定められた権利を悪用して事業者に損害を与えるような

³⁶³ 消費者利益保護についての党の指導と国家管理責任の強化に関する 2019 年党中央委員会指令 30 号 (30-CT/TW)。 <https://tapchicongthuong.vn/bai-viet/chu-truong-duong-loi-cua-dang-chinh-sach-nha-nuoc-ve-bao-ve-quyen-loi-nguoi-tieu-dung-101686.htm>

法の抜け穴を防ぐものでなければならない。

2023年消費者権利保護法第6条によると、消費者の権利保護の原則は以下のとおりである：

- ・ 消費者の権利を守ることは、国、組織、個人を含め社会全体の責任であること
 - ・ 消費者の合法的な権利と利益は、法律の定めに従って認識され、尊重され、保証され、及び保護されること
 - ・ 消費者の権利は、適時、公正、透明かつ合法的な方法で、積極的に保護されなければならないこと
 - ・ 消費者の権利保護活動が、国の利益、業者やその他の組織・個人の正当な権利・利益を侵害しないこと。
 - ・ 消費者と業者の間の取引は、公正、平等、男女無差別、及び自発性を確保し、法律に反せず、善良な伝統・慣習・社会倫理に反しない方法で行われなければならないこと
 - ・ また、2023年消費者権利保護法第7条には、消費者の権利保護に関する国の方針が以下のようにとりまとめられている：
 - ・ 消費者、その他の機関・組織・個人が十分に権利義務を行使して、消費者の権利保護に関する活動において主体性を発揮できるような条件を整備すること。消費者の権利保護に参加する消費者、その他の組織・個人を顕彰し、賞賛すること
 - ・ 消費者の権利保護活動において、事業組織・事業者が科学技術を研究・適用・発展及び刷新的創造できるように奨励し、支援すること
 - ・ 消費者の権利保護業務を実施する機関・組織などの基盤拡充投資や人材開発について優遇政策を採用すること。消費者の権利保護に関する相談、支援、法令・政策・知識の宣伝・普及などの業務の民間部門の関与を奨励・促進すること
 - ・ 責任ある事業慣行の推進、近代的流通経路の多様化、独立・自立した経済の構築と関連して、消費者の権利を保護すること
 - ・ 国際統合を加速し、国際協力を拡大し、消費者の権利保護に関する情報と経験を共有すること
 - ・ 企業倫理を向上させ、安全で文化的、健康的かつ持続可能な消費文化を創造し、消費者の利益を侵害する行為を厳格かつ迅速に処理すること
 - ・ 以下の活動を含め、持続可能な生産と消費を促進すること
- A) 循環型経済を志向する製品・サービスや環境に優しい技術について、投資・生産・流通・輸出入を奨励・促進し、消費者の利益促進
- B) 製品・サービスの安全性と品質を保証し、競争力を向上させるような方法で製品・サービスを生産・供給するために、組織や個人が先端科学技術、コード、バーコード、及びトレーサビリティの応用・開発支援
- C) 地域と世界における持続可能な生産と消費の促進に、積極的かつ責任を持った参加

(2) 消費者の権利保護に関するその他の方針

① 食品の安全性と消費者の権利保護

食品安全法は、食品の安全と衛生に関する問題を含む消費者の権利を保護するため、食品の安全確

保に関する組織と個人の権利と義務、食品の生産、営業、輸出入における食品の安全確保の条件、食品の広告と表示、食品検査、食品安全のリスク分析、食品安全事故の予防、管理、対応、食品安全に関する情報、教育、コミュニケーション、及び食品安全に関する国家管理責任などを定めている。

② 電子商取引における模倣品対策と消費者保護

2023年3月29日、首相決定 319/QD-TTg 号が発出され、2025年までの電子商取引における模倣品対策及び消費者保護プロジェクトが承認された。

本プロジェクトでは、設定された目標を達成するために次の解決策を提案している³⁶⁴：

- (i) 電子商取引と消費者保護に関する法規制の改善
- (ii) 偽造品防止と消費者保護に関する集中データベースの構築
- (iii) 電子商取引における偽造防止や消費者保護活動に役立つ情報セキュリティを確保するためのインフラや設備を開発する
- (iv) 電子商取引における偽造防止と消費者保護に関する法律の執行において、担当官や公務員の専門的能力と技能を強化する
- (v) 関係者間の調整、検査・違反処理の実効性を高める。電子商取引活動に参加する事業体に対し、宣伝、教育、法令遵守の意識を高める
- (vi) 電子商取引における模倣品対策と消費者保護に関する国際協力

2023年12月12日、ベトナム市場監視総局はハノイ市において、ベトナムの電子商取引における模倣品対策と消費者保護のための技術ソリューションに関するフォーラムを開催した。これは、ベトナム市場監視総局が首相決定 319 に関するプロジェクトを実施するために主催した連続したイベントの一つである。

現在、消費者の購買習慣は変化しており、企業は街頭での存在感を薄め、消費者の購買はオンライン・プラットフォーム上で行われるようになってきている。消費者は、場所や都市と農村の格差に関係なく、オンラインで簡単に商品やサービスの購入ができるようになった。その結果、新たな違反行為が出現し、首相決定 319 に関するプロジェクトは現代に必要不可欠であり、大きな意味を持つようになった。

近年、商工省の関連部門は、電子商取引とデジタル経済の発展のために、インフラ、法的枠組み、及び政策の改善に努めている。最近では、2023年にベトナム電子商取引・デジタル経済庁（Vietnam E-Commerce and Digital Economy Agency）が、消費者の権利保護を強化するためのデジタル・エコシステムを開発した。デジタル・エコシステムとは、企業がオンライン・ネットワーク上で連携して、幅広い製品やサービスを提供することで、オンライン環境におけるブランドの保護、電子商取引における取引の保証、紛争の解決、電子商取引における認証と主体の特定などが含まれている。これには、電子商取引における個人と企業間のオンライン紛争を管理・解決するシステムが含まれる。

電子商取引における模倣品対策と消費者保護の解決策に取り組む場合、模倣品の防止だけでなく、消費者の権利を完全に保障することが重要である。現在、電子商取引に関する 2013 年政令 52 号

³⁶⁴ 2025年までの電子商取引における模倣品対策・消費者保護プロジェクトを承認する 2023年3月29日付決定第 319/QD-TTg 号第 1 条 3 項。

52/2013/ND-CP は、消費者の権利保護に関する売主の義務について原則的な規定を設けるにすぎず、電子商取引に特化した消費者保護の規制は定められていない。したがって、電子商取引のプラットフォームや電子商取引のエコシステムに関連する商品やサービスを提供する事業者を規制する必要がある。さらに、電子商取引のプラットフォームやアプリケーション・プロバイダにおける売手と買手に関する情報の利用を法制化する必要がある。

さらに、納品書の管理を強化し、模倣品対策と消費者の権利保護における規制当局と販売者の連帯責任を確立し、さまざまなレベルの警告を提供し、オンライン環境における詐欺的商業活動を防止するための技術的ソリューションを強化する必要がある³⁶⁵。

4. 消費者当局が政策立案の基礎となる事実や社会情勢等を把握するための仕組み

(1) ベトナム消費者保護協会

消費者保護に関する情報を収集するための窓口として、ベトナム消費者保護協会が挙げられる。ベトナム消費者保護協会は、(i)消費者の権利と義務に関する国民への宣伝と教育、(ii)消費者の意識を高めるための指導・訓練活動、(iii)消費者からの苦情に対する相談及び解決支援などの活動において、国家競争委員会を始めとする国家機関と積極的に連携している。このほか、ベトナム消費者保護協会は、ベトナム農業アカデミーに所属するグリーン成長研究所と協力し、ベトナムのグリーン成長基準を満たした製品や商品を調査し、この基準を満たした事業者に認定証を授与したり（2023年）、消費者が信頼する商品やサービスについて調査を実施している（2024年3月までに実施予定）。ただし、ベトナム消費者保護協会は国家機関でないため、国家機関のように企業の消費者法違反行為などを自主的に調査することができず、企業等による消費者法違反の行為が知っていてもそれに対してベトナム消費者保護協会の名で企業等に何らかの法的な責任を負わせることは不可能である。

(2) 法改正時における社会情勢の把握の仕組み

ベトナムでは、法律や政令の制定に先立ち、草案に関して広く意見を聴取するためにベトナム国内の多くの場所でパブリックコメントを徴求している。2023年消費者権利保護法の制定に際して行われた立法作業も、消費者当局が政策立案の基礎となる事実や社会情勢を把握する仕組みの一つと評価できる。

2023年消費者保護法の草案作成作業は、法規範文書発行法及び第15回国会が定めた要件に従って、2021年8月以来、所管官庁によって行われてきた。この間、商工省は、この草案の審査を担当する主要機関、すなわち国会の科学技術環境委員会（Science, Technology and Environment Committee of the National Assembly）とともに、オンライン及び対面チャネルを通じて、法律草案に対する広範な意見を収集するためのさまざまな活動を行ってきた。

商工省は科学技術環境委員会と協力し、国会委員会、政府、各省庁、最高人民裁判所など、様々な関係機関・団体が参加する作業部会を開催し、法律の草案に関する国会代議員の意見を議論し、ヒアリングを行い、説明してきた。経済界（ベトナム商工会議所と共同）、団体、協会、専門家、及び科

³⁶⁵ <https://moit.gov.vn/quan-ly-thi-truong/giai-phap-cong-nghe-chong-hang-gia-va-bao-ve-nguoi-tieu-dung-trong-thuong-mai-dien-tu.html>

学者（ベトナム科学技術協会連合（Union of Sciences and Technology Association）と共同）からの意見を求める多数のワークショップも、2022年末から2023年5月まで、継続的かつ緊急に開催された。

草案はまた、国民の意見を集めるため、政府のeポータル、商工省のウェブサイト、多数のウェブサイト、モバイルアプリケーション、及びeコマースプラットフォームに公示された。さらに、商工省は関係者と協力し、2010年消費者権利保護法の施行状況をまとめたり、消費者権利保護における国際的な経験をまとめたり、法規定を見直したりする研究をいくつか実施した。また、セミナーや外国の専門家とのフォーラムを主導し、消費者権利保護に関する法律や政策を効果的に執行する経験を世界各国や東南アジア諸国連合（ASEAN）³⁶⁶内のいくつかの国と共有するための交流活動を組織した。

（3） 国際的な多国間組織への参加

ベトナムは、消費者の権利保護の実効性を高めるため、消費者保護に特化した様々な国際的な多国間組織やフォーラムに積極的に参加している³⁶⁷：

- ・ コンシューマーズ・インターナショナル（Consumers International、CI）：CIは、世界中の国や地域で消費者保護活動に従事する消費者団体の連合体である。ベトナム基準消費者保護協会は1992年3月15日よりCIに加盟している。
- ・ 消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（International Consumer Protection and Enforcement Network、ICPEN）：は、消費者保護を担当する政府機関からなる世界最大の国際組織である。ICPENにオブザーバーとして2年間参加した後、2013年のICPEN年次会議でベトナムは正式に41番目の加盟国となり、ベトナム競争・消費者庁（商工省）が代表を務める。
- ・ ASEAN消費者保護委員会（ASEAN Committee on Consumer Protection、ACCP）：ACCPはASEAN諸国の消費者保護機関をメンバーとする組織である。ベトナム商工省は現在、ACCPの活動に積極的に参加している。

5. 地方消費者行政の構造と中央消費者政策機関との関係

（1） 地方消費者行政の仕組み

地方レベルでは、地方政府の行政機関である人民委員会と人民委員会の一部局である商工局が、消費者権利保護の国家管理において政府と商工省を補佐する。人民委員会は、消費者保護の取組を調整・監督する上で極めて重要な役割を担っており、地方の規制や取組が国の消費者権利保護政策や目的に合致していることを保証している。

具体的には、人民委員会は、消費者の権利保護に関連する政策や規制の実施を含め、それぞれの地域内の全体的な統治と行政を監督する。人民委員会は、消費者の利益が効果的に保護されるよう、戦

³⁶⁶ <https://moit.gov.vn/tin-tuc/bao-chi-voi-nguoi-dan/du-thao-luat-bao-ve-quyen-loi-nguoi-tieu-dung-sua-doi-bam-sat-cac-quan-diem-duong-loi-chinh-sach-cua-dang-va-nha-nuoc-va.html>

³⁶⁷ <https://tapchicongthuong.vn/bai-viet/su-can-thiet-cua-phap-luat-bao-ve-quyen-loi-nguoi-tieu-dung-101685.htm>

略的な方向付けと指導を行う。

一方、商工局は、省級での消費者の権利保護に関する規制の策定と施行において主要な役割を担っている。商工局は、消費者の利益を保護しつつ、公正で倫理的な商慣行を促進することを目的とした規制、ガイドライン、指令の策定と普及を任務としている。

人民委員会と商工局は一体となって、消費者の福祉と市場の健全性に資する環境を整え、消費者の信頼と信用を醸成している。

(2) 消費者政策機関との関係及び／又はエンフォースメント対応における協力の例

人民委員会及び商工局は、執行対応を強化し、効果的な消費者保護措置を確保するため、消費者政策機関及びその他の利害関係者と緊密に協力することが多い。

例えば、ベトナム消費者保護協会のような消費者保護協会と協力し、消費者の意見を収集し、認識を高めて新たな消費者問題に対処することができる。この協力には、消費者教育キャンペーン、公開フォーラム、及び積極的支援プログラムなど、消費者が自らの権利を主張するための知識や能力を身につけることを目的とした共同イニシアチブが含まれる。

さらに、人民委員会と商工局は、法執行機関、規制機関、及び司法当局と連携して、消費者の権利侵害事例を調査・起訴することができる。両当局が協力することで、執行努力を合理化し、情報を共有し、消費者からの苦情や紛争をタイムリーかつ効率的に解決することができる。

全体として、地方の消費者行政機関と関連の利害関係者との間のこうした協力的な取組は、消費者保護の仕組みを強化し、消費者の権利に関する法律の遵守を促進し、市場における公正さと透明性の原則を守ることに役立っている。

6. 消費者行政の最近の動向

(1) 法的規制について

消費者行政に関する最近の動向として、2010年消費者権利保護法と2023年消費者権利保護法との差異を紹介する。

第一に、2010年消費者権利保護法が主に特定の団体を対象としていたのに対し、2023年消費者権利保護法では、ベトナム祖国戦線、社会政治団体、社会政治専門家団体、社会団体、及び社会専門家団体を含むその他の種類の社会団体など、適用可能な団体を追加することでその範囲を広げている。

第二に、消費者の権利と義務に関して、2023年消費者権利保護法は、健康的で持続可能な消費環境を選択する権利や、発生した紛争を解決するための団体や交渉支援を要請する権利など、消費者のいくつかの新しい権利を導入している。

2023年消費者権利保護法は、法律で定められた検査、環境保護、持続可能な消費に関する規制を遵守すること、消費者と企業又は個人との取引に関する不正確又は不完全な情報を提供した場合に責任を負うことなど、いくつかの義務も追加している。

第三に、2023年消費者権利保護法は持続可能な消費の概念を補足し、持続可能な生産と消費を促進するための活動を規定するとともに、持続可能な生産と消費の促進における各省庁、それに準ずる機関、地方人民委員会の責任について規定している。

第四に、2023年消費者権利保護法は社会的弱者である消費者の保護を強化し、高齢者、障がい者、

子ども、少数民族、少数民族地域、山岳地域、島嶼地域、経済的・社会的に恵まれない地域、法律で規定された特に経済的・社会的に困難な状況にある地域に住む人々、妊娠中の女性又は生後 36 か月未満の子どもを養育している人々、重病患者、及び法律で規定された貧困世帯の構成員など、7 つの累計の消費者弱者を明確に定義している。

第五に、2023 年消費者権利保護法は、連鎖販売業者、個人、デジタル・プラットフォーム・サービスの設立、運営、提供に従事する組織、及び個人に対する禁止行為を含む、追加の禁止行為を導入している。

第六に、2023 年消費者権利保護法は、消費者に販売、供給される製品、商品、サービスの安全性、測定、量、重量、品質、及び機能性の確保に関する規定を補足し、製品交換の保証期間を明確化し、消費者からの意見、要望、苦情を受け、解決する責任に関する規定を追加した。

第七に、2023 年消費者権利保護法は、取引における企業及び個人の責任を強化するため、特定の特殊な取引に関する追加規定を導入している：

- ・ 遠隔取引において提供すべき情報を明確に規定し、オンライン取引における企業及び個人の消費者に対する追加責任を規定
- ・ 継続的なサービス提供において、ベトナムの法定代理人、又はベトナムで認可された代理人を指定し、ベトナムで認可された代理人に公示する責任を明記
- ・ 連鎖販売、及び非対面販売を追加し、消費者と取引を行う際の企業及び個人の追加責任を規定

第八に、2023 年消費者権利保護法は、2010 年消費者権利保護法にはない新たな章を追加することによって、ベトナム祖国戦線、社会政治団体、及び社会組織を消費者権利保護活動に組み込んだ。この拡大により、これらの組織がより多様かつ包括的に関与することが保証され、全国的な消費者権利保護執行の効力が強化される。

第九に、2023 年消費者権利保護法は、消費者が事業者に交渉を求める権利や、消費者権利保護のために国家管理機関に要請する権利に関する規定を補足し、消費者権利保護に参加する社会団体は、消費者の合法的な権利や利益が侵害された場合、交渉のサポートを提供する。

具体的には、裁判手続について、2023 年消費者権利保護法では、消費者の権利保護に関連する民事事件の解決手続の簡略化に関する規定が改善された。これにより、消費者権利保護に関する民事事件で、取引額が 1 億ドン未満のものは、民事訴訟法第 317 条第 1 項に規定される条件を満たすことなく、簡易な手続で解決されることになる。

第十に、2023 年消費者権利保護法は、省・県級の人民委員会の具体的な責任を補足している。この追加により、消費者権利保護情報に関する全国データベースの構築における国家管理機関と省人民委員会の責任が明確化され、中央と地方レベルで消費者権利保護に参加する原則と目的を持つ社会組織に任務が割り当てられた。

(2) 消費者の権利保護の促進に関連するその他の活動について

① ベトナム消費者保護協会の活動

ベトナム消費者保護協会は、法律に基づいて消費者の権利保護に参加する社会組織として、消費者の権利を保護するための実践的な活動に注力している。

ベトナムでは、多くの消費者が法律で保護されている自己の正当な権利を十分に認識していない。さらに、多くの消費者は、請求書や領収書の入手、商品の確認や検査に十分な注意を払っておらず、問題が発生した際に解決するための根拠を有していない。権利を侵害された消費者の多くは、どうすればいいのかわからず、状況を甘受するしか方法がない。

このような状況を受け、ベトナム消費者保護協会は、メコンデルタ地域の省・市を対象に、「責任ある消費者行動規範」と「グリーン消費」を紹介するセミナーや、「消費者が経済的、安全、効率的に電力を使用すること」に関する対話型トレーニングプログラムを開催している。2023年、ベトナム消費者保護協会はベトナム消費者権利デー2023を記念して様々な活動を実施した。

ベトナム消費者保護協会は、ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit、GTZ）をはじめとする国際機関との協力を拡大し、国際機関の経験に学び、リソースを補うことを重視している。ベトナム消費者保護協会は、「ベトナム人はベトナム製品を優先すべき」³⁶⁸というキャンペーンに呼応して、ベトナム祖国戦線がコーディネートするベトナムの消費者保護に関するプログラムに積極的に参加している。

② 国家競争委員会の活動

2023年に新たな消費者権利保護法が制定されるのに伴い、消費者権利保護に関する法的規定に関する国民の理解と明確化を広く促進するため、国家競争委員会は2023年に、全国の企業、生産施設、事業所の職員、従業員、及び労働者を対象とした「2023年消費者権利保護法理解大会」を開催した。

この大会は、全国の企業、生産施設、及び事業所で働く労働者を対象とし、消費者の権利保護に関する労働者の理解と認識を広めるとともに、一般消費者、特に弱い立場にある消費者グループの権利保護能力と消費者能力の向上に寄与することを目的としている。伝えられたメッセージは「消費者の権利は尊重され、法律の規定に従って保護される」³⁶⁹である。

7. 消費者相談受付システム

(1) 政府・地方自治体の相談窓口

消費者からの苦情や要望は、以下の4つの主な方法を通じて国家競争委員会（2022年までは国家競争委員会の前身である競争・消費者庁）に寄せられる。

- (i) カスタマーサポート & 相談コールセンター 1800-6838
- (ii) Eメール（アドレス：khieunai@bvntd.gov.vn）
- (iii) ウェブサイト（消費者からのオンラインでの要望や苦情を受け付けるシステム
<https://www.bvntd.gov.vn/>）
- (iv) 郵便又は公式書簡

上記のように複数の相談窓口が設置されていたものの、実際には、2022年には、多くの消費者か

³⁶⁸ <https://vusta.vn/tich-cuc-bao-ve-quyen-loi-chinh-dang-cua-nguoi-tieu-dung-p92044.html>

³⁶⁹ <https://moit.gov.vn/tin-tuc/bao-chi-voi-nguoi-dan/chung-ket-cuoc-thi-tim-hieu-phap-luat-bao-ve-quyen-loi-nguoi-tieu-dung-nam-2023-.html>

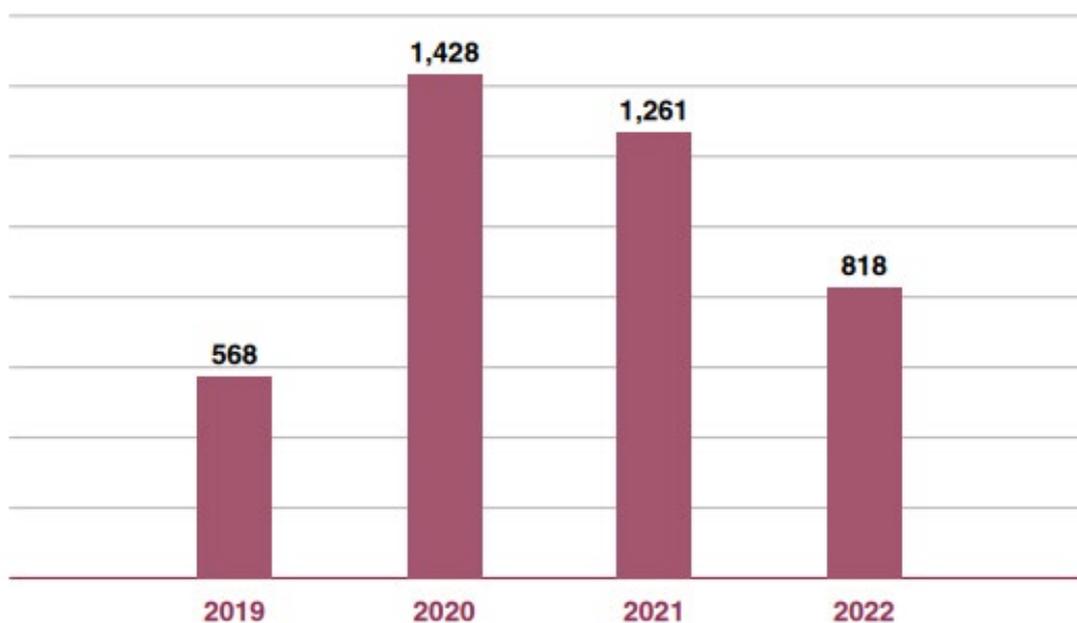
らの苦情や要望が上記に含まれていない国家公共サービスポータル³⁷⁰を通じて競争・消費者庁に寄せられた。

2022 年末までに競争・消費者庁に寄せられた消費者の権利保護分野に関する要望や苦情は合計 818 件で、2021 年比で約 35%減少した。

³⁷⁰ <https://dichvucong.gov.vn/p/home/dvc-trang-chu.html>

図表 20 2019 年～2022 年の期間における消費者からの申請、意見書、要望、推薦の件数の統計

371

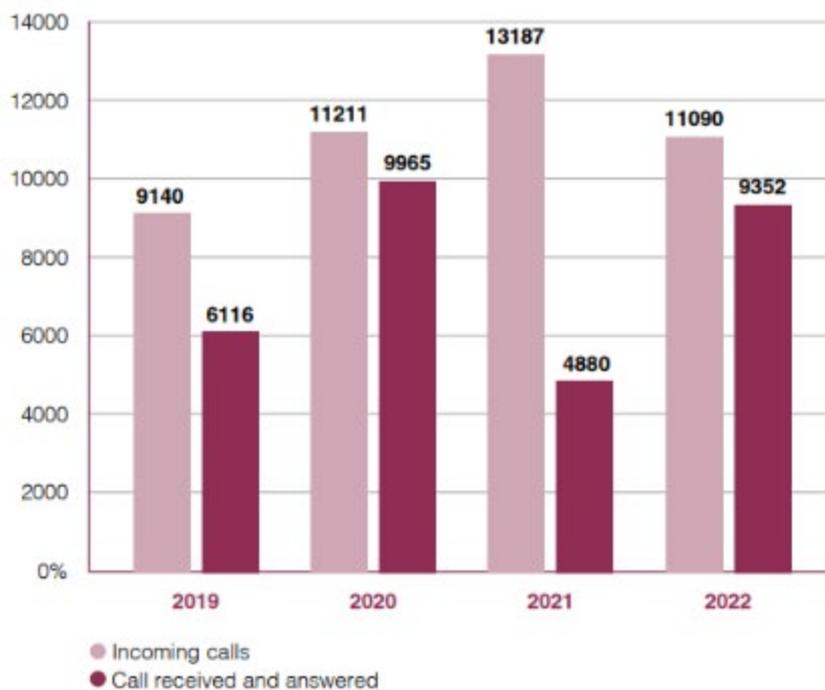


情報・相談・支援センターは、消費者支援のためのコールシステム（ホットライン番号：1800 6838）を開設している。2022 年に消費者相談支援センター1800.6838 は 11,090 件の入電を記録し、そのうち競争・消費者庁担当部署が 9,352 件の入電を受け付けた。9,352 件のうち約 60%は、苦情解決や消費者の権利侵害に関する相談であった。残りはその他の分野の相談であった。

政策や法律、消費者知識に関する相談は、コールセンターで受け付け、オペレーターが即座に回答する。また、消費者と事業者団体・個人との間の紛争や、消費者・社会に損害を与える違反行為の兆候に関する相談については、オペレーターが相談に応じ、法律の規定に基づき、管轄の国家機関や関係団体・個人に申請・苦情・要望書・勧告書などを送付して、解決するよう案内している。

³⁷¹ http://www.vcca.gov.vn/?page=document&category_id=154b131f-af6c-4af7-ae32-a71f70b1f298¤t_id=7a6db5ba-88dd-4f41-8f46-9ba54b5b05dc

図表 21 コールセンター経由の電話応対・相談件数。統計期間 2019 年～2022 年 ³⁷²



(2) 消費者団体の相談窓口

ベトナム消費者保護協会は、要請に応じて消費者に支援や助言を提供することで、消費者の権利を守る上で重要な役割を果たしている。長年にわたり、ベトナム消費者保護協会と各省・県の消費者保護協会は、電話、郵便、事務所への直接の問合せなど、数多くの依頼に対応してきた。2023 年現在、ベトナム消費者保護協会のデータによると、全国で約 18 万件の相談が寄せられており、膨大な業務量であることがわかる。そのうち手紙によるものが 194 件である一方、電話によるものが 164,800 件と、大半を占めている。さらに、ベトナム消費者保護協会は、消費者支援に積極的に取り組む熱心な会員の支援も受けており、会員による消費者問題の解決も 15,224 件に上る。

今後、ベトナム消費者保護協会はデジタル技術を活用し、訪問支援、苦情解決、消費者支援活動を強化することに戦略的に注力している。この目標を達成するため、2024 年初頭にはウェブサイト (<https://nguoitieudung.org.vn/>) を開設し、知名度を高め、より多くの消費者層への支援を拡大することを目指している。さらに、ベトナム消費者保護協会は 2024 年 3 月にコールセンター 1900 2677 を公開し、消費者支援サービスへのアクセスをさらに効率化する予定である。さらに将来を見据えて、消費者からの苦情の提出を容易にし、効率的で便利な解決プロセスを確保するための専用モバイルアプリケーションを開発する計画も進行中である。これらの戦略的イニシアチブを通じて、ベトナム消

³⁷² http://www.vcca.gov.vn/?page=document&category_id=154b131f-af6c-4af7-ae32-a71f70b1f298¤t_id=7a6db5ba-88dd-4f41-8f46-9ba54b5b05dc

消費者保護協会はデジタル時代における消費者保護と代弁活動（アドボカシー）へのコミットメントを強化することを目指している。

8. 消費者行政の先進的な取組や、消費者行政を推進するための特徴的な制度に関する具体的な調査項目

(1) 2023年消費者権利保護法の施行に向けた新たな取組

2023年10月17日、商工省は、2023年8月31日に発布された首相決定第1012/QD-TTg号で示された消費者保護法の実実施計画を実行するための計画（商工省決定第2720/QD-BCT号）において包括的な青写真を発表した。

この計画は戦略的なロードマップとして機能し、首相決定1012/QD-TTgの実施プロセスのシームレスな編成と消費者保護法の同時施行のための指定されたタイムフレームとともに、商工省、主導団体及び協力団体に託された具体的な職責を綿密に描き出している。本計画は、以下を含む、極めて重要な取組を強調している。

- ・ 消費者保護法の複雑さについての深い理解、広範な普及及び没頭できる研修会の育成を目的とした注目度の高い会議の開催
- ・ すべての利害関係者の間で消費者保護法に対する認識と理解を深めるための包括的なアドボカシー・キャンペーンを開始する
- ・ 消費者保護の領域に関連する、各省庁、各部門及び地方当局が発行した現行の法律文書、指令及び指導的枠組みを綿密に検討する
- ・ 消費者保護法の円滑な実施を促進するため、きめ細かな法的文書や業務ガイドラインを作成し、公布する
- ・ 消費者の権利を強化し、保護するために特別に設計された全国的なプロジェクト、プログラム及びイニシアチブの数々を率先して実行する
- ・ 草の根レベルでの消費者保護の取組を強化することを目的とした、省級の調整メカニズムを規定する強固な規制の策定と発行を提唱する
- ・ 包括的なガイダンスを提供し、遵守を強制し、計画の実施状況について定期的に進捗状況を報告する
- ・ このような多面的なアプローチを通じて、商工省は消費者保護の新時代を切り開こうと努めている。

(2) 消費者権利保護団体における消費者団体訴訟

消費者が消費者としての権利を実現するためには、行政機関による規制だけを頼りにすることはできない。消費者自らが権利行使を始めてはじめて個別的な損失の回復を実現することができ、それが企業による消費者への権利侵害に対する抑止力ともなる。

ベトナムでは、かねてより消費者権利保護団体に消費者のために訴訟を提起する権利を与えていた。2010年消費者権利保護法第28条1項b号は、消費者保護団体が、「委任により消費者を代表して提訴する、あるいは公衆の利益の目的で自ら提訴する」権限を有する、と定めている。この規定は、

2023年消費者権利保護法の第50条1項の規定において引き続き維持されている。しかし、このような法的規定があるにもかかわらず、消費者団体訴訟に関する一般の認識や情報は極めて限られている。

2024年3月8日にハノイ市に拠点を有する消費者保護団体であるベトナム消費者保護協会において実施したインタビューから、消費者団体訴訟について下記の状況が明らかとなった³⁷³。

ベトナム消費者保護協会によると、同協会が消費者の依頼を受け、消費者の代表としていくつかの事件（ハノイ市人民裁判所、ニャチャン市人民裁判所などでの事件）において原告として訴訟に参加したことはあった。一方、ベトナム消費者保護協会自身は、公衆の利益の目的を理由として提訴したことはない。このような状況の原因について、法律規定上の「公衆の利益の目的」という文言が法律解釈において曖昧なためである。

ベトナム消費者保護協会によれば、消費者保護団体が訴訟事件に参加する際の最大の問題は、費用負担である。2010年消費者権利保護法によると、消費者保護団体が訴訟に参加する際に、弁護士費用や裁判費用などが消費者保護団体の負担となる。しかし、全国で唯一の消費者保護団体であるベトナム消費者保護協会は、国家機関でないため、運営の維持のために国家予算から資金提供を受けていない。費用不足により、ベトナム消費者保護協会傘下にあるすべての協会は、消費者の保護のために自らの可能性を最大限に発揮できていない。

ただし、2023年消費者権利保護法の施行により、前述の問題は一定程度解決されると考えられる。すなわち、同法71条2項・3項によると、消費者団体は、(i) 委任により消費者を代表して訴訟を提起すれば、裁判費用の前金納付が免除され、(ii) 公衆の利益の目的で自ら訴訟を提起すれば、前金の納付と訴訟費用の負担が免除される。

それに加えて、ベトナム消費者保護協会が公衆の利益の目的で自ら訴訟を提起する事件においては、勝訴で賠償金の受益者が特定できない場合に、その金額は、「政府の規則に従い、消費者の権利に関する一般的な活動に使用される」と定めている（同法第73条3項）。この規定は、ベトナム消費者保護協会の予算の困難問題を解決できると期待されているが、具体的にこの規定が政府にどのように解釈され実施されるのかはまだ不明である。

【参照法令】

〔消費者権利保護法〕

- ・ 2010年消費者権利保護法（59/2010/QH12）
- ・ 2023年消費者権利保護号（19/2023/QH15）
- ・ 2010年消費者権利保護法の施行に関する2011年政令99号（99/2011/ND-CP）：2010年消費者権利保護法のガイドラインを定める政令
- ・ 2020年行政罰に関する政令（98/2020/ND-CP）
- ・ 2020年行政罰に関する政令（17/2022/ND-CP）
- ・ 2023年首相決定（1012/QD-TTg）
- ・ 2023年商工省決定（2720/QD-BCT）
〔商工省及び国家競争委員会の組織及び権限〕

³⁷³ ハノイのVICOPRO本部において Mr. Vu Van Trung（Vice President of VICOPRO）に対するインタビューを実施した。

- 2022 年政令 96 号 (96/2022/ND-CP) : 商工省の機能、任務、権限、組織構造を定める政令
- 2023 年政令 3 号 (03/2023/ND-CP) : 国家競争委員会の機能、任務、権限及び組織構造を定める政令
- 2023 年商工省決定 816 号 (816/QĐ-BCT) : 国家競争委員会の機能、任務、権限及び組織構造を定める決定
- 2023 年商工省決定 18 号 (18/QĐ-CT) : 情報・相談・研修センターの機能、任務、権限、組織構造を定める決定
- [関連法規]
- 2005 年電子取引法
- 2006 年規格技術規制法 (68/2006/QH11) : 科学技術省、technical board for national standard
- 2007 年製品品質法 (05/2007/QH12) : Ministry of Science and Technology
- 2008 年製品品質法に関する政令 (68/2006/QH11)
- 2010 年食品安全法 (55/2010/QH 12) : 保険省
- 2013 電子取引に関する政令(52/2013?ND-CP)
- 2018 年食品安全法に関する政令 (15/2018/ND-CP)
- 2018 年食品安全法の罰則に関する政令 (115/2018/ND-CP)
- 2018 年製品品質法に関する政令 (74/2018/ND-CP)
- 2021 年電子取引に関する政令 (85/2021/ND-CP)
- 2023 年電子取引法 (20/2023/QH15)